

<p>第七條 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。</p>	<p>改 正 後</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 181 1101 369"> <p>2 (略)</p> </td> <td data-bbox="1101 181 1481 369"> <p>て自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 369 1101 1131"> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p> </td> <td data-bbox="1101 369 1481 1131"> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>2 (略)</p>	<p>て自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>	<p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>て自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>					
<p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>	<p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>					
<p>第八條 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 1131 1101 1265"> <p>2 (略)</p> </td> <td data-bbox="1101 1131 1481 1265"> <p>業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1265 1101 2101"> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p> </td> <td data-bbox="1101 1265 1481 2101"> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>2 (略)</p>	<p>業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>	<p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>					
<p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>	<p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>					

(業務実績等報告書)

第八條 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

の際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

(業務実績等報告書)

第八條 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

の際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。